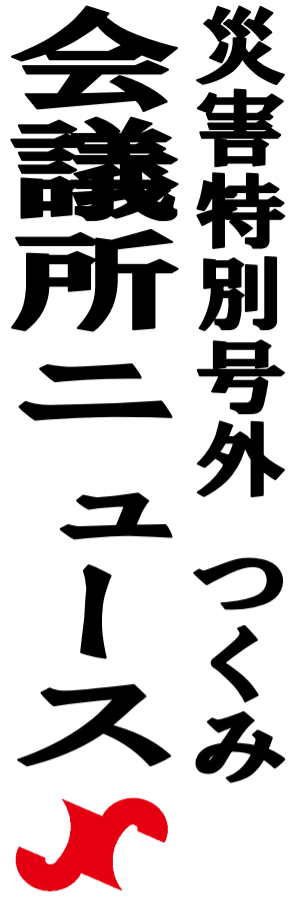


被災された中小企業、小規模事業者の皆様へ

被災地域小規模事業者

持続化支援補助金公募開始

小規模事業者の定義



先日の台風第18号により被害を受けた、事業所の皆様には、心よりお見舞い申し上げます。
一日でも早い事業の復旧・復興を支援するため、事業に関する補助金の募集を致します。

1. 補助対象の事業者

津久見市に所在する、平成29年台風第18号の大雨による災害の影響を受けた小規模事業者が対象となります。

○小規模事業者とは…

常時使用する従業員が20人以下の法人・個人事業主。
※詳しくは←左図の通りです。

○製造業(運送業・建設業・ソフトウェア業・情報処理サービス業及び鉱業を含む。)

従業員20名以下

○商業・サービス業

区分	常時使用する従業員の数
宿泊業・娯楽業	20名以下
上記以外	5名以下

※業種の考え方は日本標準産業分類によります。

発行所：
津久見商工会議所
〒879-2442
津久見市港町1番21号
TEL：0972-82-5111
FAX：0972-82-4666
Mail：tsukumi@tscci.or.jp
HP：http://www.tscci.or.jp
編集：高木 貴浩



※直接被災もしくは売上減少等の間接被害については、津久見市が発行している【り災証明書】もしくは【ひ災証明書】が確認資料となります。
津久見市役所1階税務課(資産税係)にて、受付対応を行っておりますので、お早目の取得をお勧めします。

2. 補助対象の内容について

商工会議所の支援を受けて作成する経営計画等に基づいた、販路開拓や業務効率化(生産性向上)の取組に要する展示会・商談会開催等の経費および被災した事業用資産(製造機器等)の復旧となります。

※単なる被災した施設等の復旧や物品の買換えは対象外です。

※採択後、補助金は事業終了の翌年3月頃(予定)に精算払いとなります。

(例)

- ① 集客力を高める店舗改装
- ② 展示会・商談会への出展
- ③ 被災した事業用資産(製造機器等)の復旧経費

3. 補助率等

- 補助率
2/3以内
(県1/2、市1/6)
- 補助限度額
県と市併せて200万円
(県150万円、市50万円)

※補助額以外の残りの補助事業経費を、各申請事業者が負担する。

(例) 300万円の事業をするとき。
(事業主は補助金交付前に、事業経費の300万円を支払う必要があります。)
県が補助する金額 150万円
市が補助する金額 50万円
事業主が負担する金額 100万円
(事業主の実質の手出し分)

補助対象経費		
① 機械装置等費	⑥ 資材購入費	⑩ 車輛購入費
② 広報費	⑦ 雑役務費	⑪ 委託費
③ 展示会等出展費	⑧ 借料	⑫ 外注費
④ 旅費	⑨ 専門家謝金	
⑤ 開発費	⑬ 専門家旅費	

4. 審査及び採択

採択する事業は県の審査委員会によって決定します。
※手続きの流れは、裏面の図をご参照ください。

5. 相談受付期間

平成29年10月10日(火)～
平成29年11月17日(金)
(厳守)

※申込には必ず、経営計画書の提出が必要になります。

会議所がその作成のお手伝いを伴走しながら支援します。

(あくまで、皆さん事業者さんの計画やアイデアが第一です！)

※申請書には、必ず会議所の確認書が必要となります。

ご相談ください！

6. 申請応募期限

平成29年11月30日(木)
※大分県に持って行きます。

7. 相談・申込書預け先

津久見商工会議所
津久見市港町1-2-1(旧警察署)
☎0972-82-5111

裏面へ